

# 近年の日本における児童ポルノ事犯の 発生状況と防犯対策

社会学研究科社会心理学専攻博士後期課程3年

池間 愛梨

## 要 旨

本研究は、児童ポルノ対策に関する国内外の動向を概観し、さらに国内における児童ポルノ事犯の発生状況および防犯対策の現状を把握することを目的として、新聞記事および警察や政府が公表している資料を用いて犯罪心理学的研究を行った。児童ポルノ事犯の発生状況について分析を行った結果、児童ポルノ事犯の多くがコミュニティサイトを利用し、児童買春を介したものであることが示された。また、加害者は男性で、年齢層では20～39歳の者が多く、職業は学校関係者が多くを占めることが明らかとなった。児童ポルノ事犯の対策については、現在、政府や警察等で強化、推進されてはいるが、児童ポルノ禁止法が改正されたばかりということもあり、現在も児童ポルノ事犯の件数は増加傾向にある。児童ポルノ根絶に向けたより効果的な対策や取締りを行うためにも、縦断的に対策や取締りの効果を検討する必要がある。

キーワード：児童ポルノ、性犯罪、対策・取締り

## 問 題

児童ポルノ事犯は被害児童の心身に深刻なダメージを与えると同時に、社会的な反響を呼ぶ重大な事件である。児童ポルノがインターネット上に流出してしまうと、長期に渡って拡散されかねず、また完全に消去することは難しい。そのため、被写体となった児童は生涯に渡って人権を踏みにじられ、その画像に脅かされる可能性があり、国内外において児童ポルノの根絶が課題となっている。そこで本研究では、児童ポルノ対策に関する国内外の動向を概観し、さらに国内における児童ポルノ事犯の発生状況および防犯対策の現状を把握することを目的として、新聞記事および警察や政府が公表している資料を用いて犯罪心理学的研究を行う。

## 児童ポルノ対策に関する国際的動向

国際社会においては、1980年代後半以降、児童ポルノを含む子どもの商業的性的搾取が問題視されるようになり、児童ポルノに関する国際的規律が発展した（佐藤，2015）。条約としては、1989年に制定された「子どもの権利条約<sup>1</sup>」（日本は1994年に批准，同年効力が発生）にて、「締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する」と定められており，特に「不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は矯正すること」，「売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること」，「わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること」を防止するためにすべての適切な措置をとる，と明記されている。さらに，1999年の第87回ILO総会にて採択され，2000年に発効された「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号ILO条約）<sup>2</sup>」（日本は2001年に批准，2002年に効力が発生）では，禁止及び撤廃を確保するため即時かつ効果的な措置をとるべき「最悪の形態の児童労働」のひとつとして「売春，ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し，あっせんし，又は提供すること」を挙げている。そして，2000年に国連総会で採択された「児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書<sup>3</sup>」（日本は2005年に批准，同年効力が発生）は，「児童の売買，児童買春及び児童ポルノからの児童の保護を保障するために締約国がとるべき措置を拡大することが適当であること」等を考慮し，児童の商業的性的搾取に関する全般的かつ具体的な規定を置いたはじめての条約である（皆川，2011）。具体的には，「児童ポルノ（本条約では，「現実の若しくは疑似のあからさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあからさまな表現」と定義）を製造し，配布し，頒布し，輸入し，輸出し，提供し若しくは販売し又はこれらの行為の目的で保有することを行った場合，自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確保する」としている。また，2001年に欧州評議会で採択され，2004年に発効された「サイバー犯罪に関する条約<sup>4</sup>」（日本は2012年に批准，同年効力が発生）は「児童の権利に関する条約」及び「最悪の形態の児童労働条約」などを考慮したうえで，コンピュータ・システムを通じた児童ポルノの頒布のための製造，提供，頒布，取得，保有した場合，必要な立法その他の措置をすることを明記している。本条約では未成年者（18歳未満あるいは16歳を下回らないより低い年齢）を対象とし，「性的にあからさまな行為を行う未成年者」，「性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者」，「性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写実的影像」を視覚的に描写するポルノと定義している。

さらに，2007年に欧州評議会で採択された「性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する条約（Council of Europe Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse）<sup>5</sup>」（日本は未批准）は，児童ポルノ，売春とは分けて児童

への性的搾取を明言している。つまり、商業的搾取だけではなく、あらゆる形態の児童の性的搾取を対象としていることが特徴である。本条約では、(a) 児童の性的搾取や性的虐待を防ぎ、対抗すること、(b) 性的搾取と性的虐待の被害者である児童の権利を保護すること、(c) 性的搾取や児童の性的虐待に関する国内外の協力を促進することを目的としている。また、本条約は児童の性的搾取が犯罪化されていることを保証するために必要な立法等の措置についても言及されている。

以上の条約について、Table1にまとめた。

Table 1. 国際条約の採択年・日本での批准年および特徴のまとめ

条約名 (機関)	採択年	日本での 批准年	特徴
子どもの権利条約 (国連)	1989年	1994年	あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待からの児童の保護を約束
第182号ILO条約 (ILO)	1999年	2001年	「最悪の形態の児童労働のひとつ」として「買春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること」を挙げている
児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書 (国連)	2000年	2005年	児童の商業的性的搾取に関する全般的かつ具体的な規定を置いた(皆川, 2001)
サイバー犯罪に関する条約 (欧州評議会)	2001年	2012年	コンピュータ・システムを通じた児童ポルノの頒布のための製造、提供、頒布、取得、保有した場合、必要な立法その他の措置をすることを明記
性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する条約 (欧州評議会)	2007年	未批准	あらゆる形態の児童の性的搾取を対象とし、立法等措置についても明言

法律上はなんら根拠を持たないが、国際的な重要な課題に対しての指針となる世界会議で

の決議や宣言においても、児童ポルノ対策について言及しているものが多くある。1996年ストックホルムで開催された「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議<sup>6</sup>」において採択された「ストックホルム宣言及び行動のための指針」は「児童の商業的性的搾取に反対する地球規模のパートナーシップを公約するもの」である。この文書では、「全ての児童があらゆる形態の性的搾取及び性的虐待からの完全な保護を受ける資格があること」や「児童の商業的性的搾取は児童の権利の根本的な侵害であること」、また「児童の商業的性的搾取は、児童に対する強制及び暴力の一形態であり、強制労働及び一種の現代的奴隷制度である」とし、「児童が性的に取引されるのを防ぎ、児童を商業的性的搾取から保護する際の家庭の役割を強化するため、国家及び社会の全ての部門間のより強い協力を促進する」ことや「児童の商業的性的搾取に反対する関連の地域・国内・地方組織によって支持された法、政策及び計画の採用、履行及び普及を促進する」ことを公約として掲げている。さらに2001年に横浜で開催された「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議<sup>7</sup>」では、児童の性的搾取及び児童虐待から保護するというコミットメントを強化するためのフォローアップの一環として、5年間の進展の見直しが行われ、「横浜グローバル・コミットメント2001」が採択された。この文書では、関連する国際文書、特に「最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する条約（ILO第182号）」及び児童売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の早期批准を奨励し、またインターネット上の児童ポルノへの対処等と呼びかけている。その7年後にリオデジャネイロで開催された「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議<sup>8</sup>」では、「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言および行動の呼びかけ」が採択された。本会議の開会式ではインターネットを通じた児童ポルノの流布等について言及されており、今後の課題として、新たな形態の性的搾取への対策を挙げている。さらに、会議名から「商業的」という文言を取り除いている。また、「児童の（商業的）性的搾取に反対する世界会議」の成果文書のみならず、首脳会議（G8）の成果文書でも、児童ポルノ問題の解決に向けた取組みの必要性を提起し、文書を採択している。2007年に開催されたG8司法・内務大臣会議における「児童ポルノに対する国際的闘いの強化<sup>9</sup>」と題した宣言では、児童ポルノ等の重大な犯罪を予防し、捜査、追訴する能力を向上させていくことを誓い、さらに、ローマ・リヨン・グループに対し、インターネット・サービス・プロバイダとの協力による方法を含めた児童ポルノの発見方法や拡散防止方法について、専門家間の対話を促進するよう求めている。さらに翌年開催されたG8司法・内務大臣会議<sup>10</sup>では、「インターネット上における児童ポルノの憂慮すべき氾濫をはじめ、あらゆる形態による児童の性的搾取を避難し、弾劾する」と宣言している。さらに翌年の2009年に開催されたG8司法・内務大臣会議における閣僚宣言「児童ポルノ犯罪者によって脅かされる児童に対する危険性<sup>11</sup>」では、いくつかの国においては効果的な法整備が行われていないことが示された。また、世界各国の専門家が集まり、児童ポルノ販売者によ

って引き起こされる児童に対する危険性について議論し、評価を行うシンポジウムが立ち上げられた。そして2011年に開催されたG8首脳会議<sup>12</sup>では人身売買及び性的搾取のためのインターネットの利用について提言している。

### 国内における児童ポルノ対策に関する動向

児童の人権を保護することを主要の目的として、国際的に児童ポルノ対策が勧められている。アメリカでは、1970年代に児童ポルノや児童への性的虐待が社会問題化されたが、日本では1999年に児童ポルノ禁止法が成立した。成立の背景には、1996年にストックホルムで開催された「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」にて、児童ポルノ問題について、日本が他の先進諸国に比べて認識・対策ともに遅れており、そのため児童ポルノが大量に制作・販売されていると世界中から非難を浴び、早急な対応が求められたことにある。そこで1998年5月、当時の与党（自民・社民・さきがけ）による法案が議員立法として国会に提出されたが、継続審議となった。その折、同年6月には、国連子どもの権利委員会より、日本に対して「児童ポルノ、買春及び取引を防止し、かつそれと闘うための包括的な行動計画が欠如」、「ポルノから子どもを保護するために、法的措置を含むあらゆる必要な措置を取るべき」との勧告がなされた。継続審議となった法案については、単純所持を違法とするか、禁止される児童ポルノにマンガやアニメ、CGなどの創作物を含めるか、そもそも児童ポルノの定義をどうするのか等の批判が多方面から挙がっていたため、原案を取り下げ、批判を考慮した修正案を提出し、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が成立した。その後2004年、2014年の改正を経て、児童ポルノ禁止法は次第に規制が強化されてきた。

2004年の改定では、目的規定に児童の権利の擁護について国際的動向を踏まえることを追加し、また決定刑の引き上げおよび処罰範囲の拡大がなされた。

さらに2014年には法律の題名を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改め、①児童ポルノの定義の明確化、②単純所持の禁止、③盗撮による児童ポルノ製造罪の新設が行われた。つまり、①3号ポルノの定義を「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」に改め、②自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）を処罰対象とする、③ひそかに児童ポルノに係る児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者を処罰対象とする、というものである。以上のように、国内においても児童ポルノについて、日本でも次第に対策が行われてきている。しかし、本法に関して、未だ

国内外から批判が挙がっている。

### 国内における児童ポルノ事犯の動向

国内において児童ポルノ事犯は近年増加傾向にあり、児童ポルノをめぐる情勢は極めて深刻な状態にある（Figure1）。

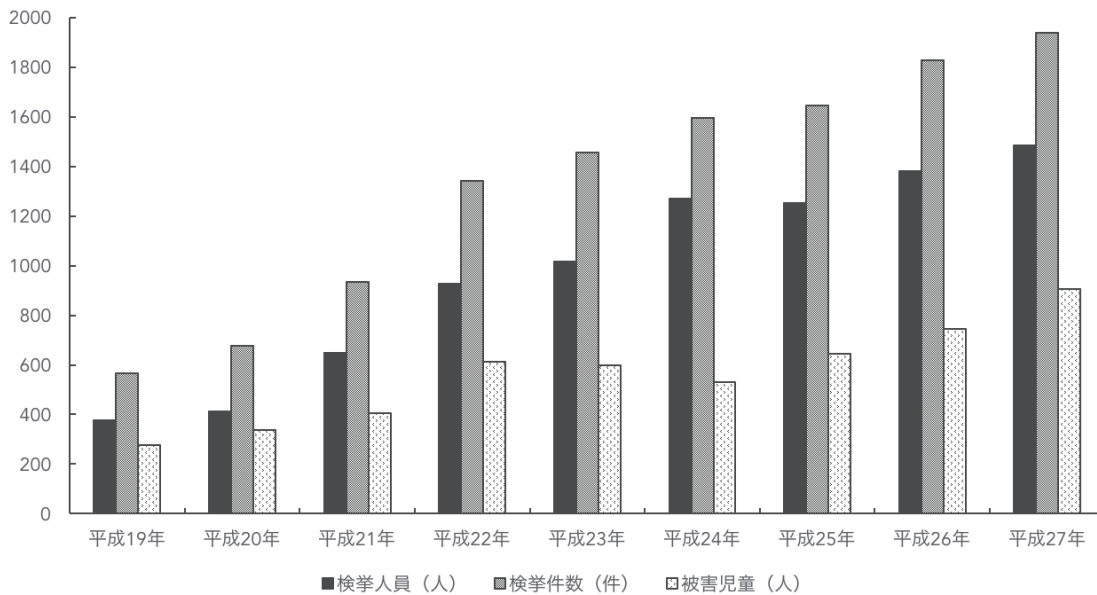


Figure 1. 児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移（警察庁，2012；警察庁，2016）

警察庁（2016）によると、平成27年中の児童ポルノ事犯の検挙件数は1,938件、検挙人員は1,483人、被害児童（児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに特定された被害児童）数は905人と、いずれも過去最多となっており、さらに児童ポルノ事犯の約5割は、新たな被害児童を生む製造事犯であり、また小学生以下の被害児童のうち、約5割は、強姦や強制わいせつ的手段により児童ポルノ製造の対象とされているなど、児童ポルノをめぐる情勢は極めて深刻な状態にある。

児童ポルノ事犯の根絶を目指す上で、関連する要因が何であるかを明確にし、対策を講じる必要があるだろう。そのためにまず、児童ポルノ事犯の現状について把握することが重要であると考えられる。そこで本研究では、児童ポルノ事犯の現状を把握することを第1の目的として、新聞記事を用いて児童ポルノ事犯の事例を分析し、発生状況や加害者の要因について検討を行う。また、児童ポルノ根絶に向けた今後の課題を明らかにすることを第2の目的として、警察や政府等で行われている児童ポルノ事犯への取締りや対策について各機関が作成・公表している資料や活動概要を分析し、検討する。

## 児童ポルノ事犯の事例分析

### 目 的

児童ポルノ事犯の現状を把握することを目的として、新聞記事を用いて児童ポルノ事犯の事例を分析し、発生状況や加害者、被害者の検討を行う。

### 方 法

**分析資料** 1999年5月26日から2017年7月31日の間に児童ポルノ禁止法違反によって加害者が有罪判決を受けた事件について情報を収集した。事例は、朝日新聞オンライン記事データベースである「聞蔵Ⅱビジュアル」から、「児童ポルノ」、「有罪」という検索ワードを用いて、計58件の児童ポルノ事犯に関する情報を収集した。ただし本研究では、新聞記事に掲載された事犯のみを分析資料としているため、期間中に発生したすべての児童ポルノ事犯を分析対象としているものではない。

**分析変数** 犯行特徴として、児童ポルノ事犯の種類、児童買春の有無、児童ポルノ・児童買春以外の犯罪行為、条例違反の有無の4変数を用いた。加害者特徴として、性別、年齢層、職業の2変数を用いた。被害者特徴として、性別、年齢層、人数の2変数を用いた。ただし、本研究では、新聞記事に掲載された情報を利用しているため、記載がない事項と実際の行動の有無が同一ではない可能性がある。

### 結 果

犯行特徴Table1に児童ポルノ事犯の犯行特徴における変数の出現度および割合を示した。

児童ポルノ事犯の種別別では、製造事犯がもっとも多く69.9%、次点で提供事犯が29.3%みられた。また、公然陳列事犯が15.5%、所持事犯、販売事犯が3.4%みられ、輸入事犯、頒布事犯、販売目的所持事犯が1.7%ずつみられた。さらに他罪状として、児童買春を伴った事犯が44.8%みられた。その他の性犯罪としては、強制わいせつが6.9%、強姦、わいせつ図画公然陳列、わいせつ図画販売が1.7%ずつみられた。性犯罪以外の犯罪では、脅迫、建造物侵入、著作権法違反が3.4%みられ、強要未遂、窃盗が1.7%みられた。また、条例違反が15.5%みられた。

**加害者特徴** 加害者の特徴について、Table2に変数の出現度および割合を示した。

加害者の性別は98.3%が男性であった。年齢層では30～39歳の加害者が最も多く37.9%、次点で20～29歳の加害者が24.1%、40～49歳の加害者が19.0%、50～59歳の加害者が13.8%みられ、60歳以上の加害者が最も少なく、3.4%であった。加害者の職業では学校関係者のうち、小学校関係者、中学校関係者、高校関係者が12.1%ずつみられ、大学関係者が5.2%みられた。学校関係者以外の公務員では警察関係者が6.9%、自衛官が3.4%みられた。学校関係者および公務員以外の職種では、ビデオ販売会社職員、インターネット関連会社職員が

Table 2. 児童ポルノ事犯における犯行特徴における変数の出現度および割合

	N (%)
児童ポルノ	
製造	40 (69.0)
提供	17 (29.3)
その他児童ポルノ	13 (22.4)
公然陳列	9 (15.5)
所持	2 (3.4)
輸入	1 (1.7)
販売	2 (3.4)
頒布	1 (1.7)
販売目的所持	1 (1.7)
児童買春	26 (44.8)
他犯罪行為	22 (37.9)
その他性犯罪	7 (12.1)
強制わいせつ	4 (6.9)
強姦	1 (1.7)
わいせつ図画公然陳列	1 (1.7)
わいせつ図画販売	1 (1.7)
その他犯罪行為	8 (13.8)
脅迫	2 (3.4)
強要未遂	1 (1.7)
建造物侵入	2 (3.4)
窃盗	1 (1.7)
著作権法違反	2 (3.4)
条例違反	9 (15.5)

6.9%ずつみられ、無職の加害者が10.3%みられた。

**被害者特徴** 被害者の特徴について、Table3に変数の出現度および割合を示した。

被害者の性別は70.7%が女性であった。年齢層は中学生が最も多く27.6%、次点で高校生が24.1%みられた。小学生以下の被害者は10.3%、未就学児は1.7%みられた。被害人数がひとりであった事犯は31.1%、複数人であった事犯が34.5%あった。

## 考 察

本研究は児童ポルノ事犯の現状を把握することを目的として、新聞記事を用いて児童ポルノ事犯の事例を分析し、発生状況や加害者、被害者を検討することを目的として行った。

児童ポルノ事犯のうち、製造事犯が7割近くを占めていた。本研究において製造事犯は、児童買春や盗撮行為で捕まったことで、二次的に製造について露呈することが多かった。盗撮による児童ポルノ製造罪は2014年の児童ポルノ禁止法改正により新設されたものだが、盗撮行為の場合、被害者が盗撮されたことに気が付かない場合が多く、暗数の存在が予想され



Table 3. 児童ポルノ事犯における加害者特徴における変数の出現度および割合

		N (%)
<b>加害者</b>		
<b>性別</b>		
男性		57 (98.3)
女性		1 (1.7)
<b>年齢層</b>		
20～29歳		14 (24.1)
30～39歳		22 (37.9)
40～49歳		11 (19.0)
50～59歳		8 (13.8)
60歳以上		2 (3.4)
<b>職業</b>		
学校関係者		25 (43.1)
	小学校関係者	7 (12.1)
	中学校関係者	7 (12.1)
	高校関係者	7 (12.1)
	大学関係者	3 (5.2)
	その他	1 (1.7)
学校関係者以外の公務員		9 (15.5)
	警察関係者	4 (6.9)
	自衛官	2 (3.4)
	その他	3 (5.2)
ビデオ販売会社		4 (6.9)
インターネット関連会社		4 (6.9)
その他		9 (15.5)
無職		6 (10.3)

Table 4. 児童ポルノ事犯における被害者特徴における変数の出現度および割合

		N (%)
<b>被害者</b>		
<b>性別</b>		
男性		0 (0.0)
女性		41 (70.7)
<b>年齢層</b>		
未就学児		1 (1.7)
小学生以下		6 (10.3)
中学生		16 (27.6)
高校生		14 (24.1)
<b>人数</b>		
ひとり		18 (31.0)
複数人		20 (34.5)

る。田口（2013）は一般人に対して性的盗撮の経験を自己報告により求めたが、その結果、1回以上盗撮した経験がある人が2.7%みられ、性器露出や色情盗よりも多く発生していることを報告している。製造犯には新たな被害者を生む危険性が伴うため、今後どのように取締り、対策を行っていくかが重要である。児童買春を伴った事犯が半数近くを占めていたが、本研究における児童買春を伴う事犯のすべてが製造事犯によるものであった。このことから、児童買春の性交または性交の前後に加害者のほとんどが児童を撮影することが明らかとなった。今後は、児童に対して売春行為の危険性だけではなく、児童ポルノの被害者になるかもしれないという点についても教育を行い、また児童買春への取締りの強化が必要であろう。

加害者のほとんどが男性であった。年齢層は20～29歳の者および30～39歳の者の割合が半数以上を占めているが、平成27年度版の犯罪白書（法務省，2015）によると、強姦，強制わいせつの検挙人員のうち、20～29歳及び30～39歳の者の割合が、この30年間一貫して約5割から6割を占めている。このことから、児童ポルノ事犯と強姦，強制わいせつの加害者の年齢層では同様の傾向を示していると考えられる。また、加害者の職業は学校関係者が半数近くを占めていた。田中（2015）は教師やスポーツ指導者など閉鎖的集団の指導的立場にあるものが、自己の立場を利用し、生徒や部員ら多数に対して反復継続的に性犯罪を行う例があると報告している。また、Turner et al. (2016) がドイツで一般男性に対して行った自己報告による児童に対する性的行動研究によると、児童と接する仕事をする 것과児童に対する性的犯罪の自己報告との間に有意な関連がみられ、さらに児童と接する仕事をしている児童に対する性犯罪者は、児童と接する仕事をしていない性犯罪者や性犯罪者でない児童と接する仕事をしている人よりも反社会的であり、より性的に逸脱していることが示されている。学校関係者による児童売春・児童ポルノ事犯への対策を今後どのように展開すべきかが課題である。

被害者の70.7%が女性であり、29.3%は被害者に関する記載がなかった。年齢層は中学生の者および高校生の者で半数近くを占めていた。中高生の被害者の多くは出会い系サイト等を利用し、裸の自画撮り画像を送ったり、あるいは売買春による児童ポルノ被害者に遭うケースが大多数であった。内閣府（2017）によると、青少年（満10歳から満17歳）によるインターネットの利用率は2017年2月の時点で80.2%と年々増加しており、小学生では61.8%，中学生で82.2%，高校生で96.6%といずれの年齢層においても半数以上を占めている。このようにスマートフォンの普及によりインターネットの利用が増加している。また、コミュニティサイトに起因する児童買春および児童ポルノの被害児童数が増加している（警察庁，2017年）。特に、TwitterやLINE，Facebookなど複数交流系に起因する被害児童数が増加している。インターネット社会となったいま、児童への情報モラル教育の徹底が望まれる。

以上のことから、児童ポルノ事犯の多くがコミュニティサイトを利用し、児童買春を介したものであることが明らかとなった。また、加害者の年齢層では20～39歳の者が多く、職業

では学校関係者が半数を占めることが明らかとなった。ただし、公務員や教員は他の職業に比べて報道量が多い（矢島，1991）ことが報告されており、本研究でもそのようなバイアスが生じている可能性がある。より正確に児童ポルノ事犯について把握するためには、今後、判例等も含めたより多くの情報を継続的に収集する必要がある。

## 児童ポルノ事犯への対策や取締り

国内では2010年7月に政府により「児童ポルノ排除総合対策<sup>13</sup>」が決定された。「児童ポルノ排除総合対策」は、児童ポルノ情勢が深刻化していることから、官民一体となった総合的対策が必要不可欠であるとのことから策定されたものである。具体的には、以下の通りである。①児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進；協議会の開催，PTAを通じた保護者への働きかけ等，②被害防止対策の推進；青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリングの普及促進等のための施策，学校及び家庭における情報モラル教育の充実等，③インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進；インターネット・ホットラインセンターによる削除依頼の推進，ブロック導入に向けた諸対策の推進等，④被害児童の早期発見及び支援活動の推進；カウンセリング態勢の充実，被害児童の支援の在り方に関する検討等，⑤児童ポルノ事犯の取締り強化；悪質な児童ポルノ事犯の徹底列举，悪質な関連事業者に対する責任追及の強化等，⑥諸外国における児童ポルノ対策の調査等；G8ローマ・リヨン・グループにおける「性的搾取による被害児童の支援」プロジェクトの推進，諸外国における諸動向に関する調査等。

さらに、2016年4月以降、国家公安委員会（警察庁）が関係府省庁間の総合調整を行うこととなり、2017年4月に開催された犯罪対策閣僚会議において、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画<sup>14</sup>」（子どもの性被害防止プラン）が決定された。この計画は、現行法を前提として、児童の性的搾取等の撲滅に向けて政府が取り組むべき施策をまとめたものである。本計画にもとづき、関係府省庁により、児童買春、児童ポルノ等の子どもの性被害を撲滅するための取組みが推進されている。具体的には、以下の通りである。（i）児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化；児童買春・児童ポルノの被害防止及びインターネットにおける児童ポルノの流通・閲覧防止のための国民に対する広報・啓発活動の推進，児童の性的搾取等対策に関するセミナーの開催等，（ii）児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援；児童の安全・安心なインターネット利用のための地方連携体制構築の支援等，（iii）児童の性的搾取等に使用されるツール等に着眼した被害の予防・拡大防止対策の推進；出会い系サイト及びコミュニティサイトに対する事業者対策の実施，児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等，（iv）被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進；児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備，児童の性を売り物とする営業に関与する児童の補導の推進等，

(v) 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生；児童の性を売り物とする営業の禁止等に関する条例制定の支援，児童ポルノに関わる規制についての検討に資するための調査，児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化と厳正な対応等，(vi) 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化；潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発，被害児童の早期発見・支援活動の推進のための学校関係職員の対応能力の向上等。

また，警察庁生活安全局少年課では，子どもの性被害撲滅のために，「STOP! 子どもの性被害—NO!! 児童ポルノ」([https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no\\_cp/](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/)) というページを警察庁ホームページ内に作成し，児童ポルノ根絶のためのポスターや，ネット犯罪被害に遭う例やその防犯対策が書かれたポスターを掲載している。また，サイト上には子どもの性被害状況の統計資料や，検挙事例についても掲載し，子どもの性被害の現状についての周知を図っている。さらには児童ポルノ対策として，「自画撮り被害」への注意を強く呼びかけている。警察庁（2016）によると，自画撮り被害に遭った児童数は年々増加しており，2016年では約4割を占めている。また，自画撮り被害にあった児童の半数以上が中学生であり，面識のない加害者と知り合った方法の97.4%がコミュニティサイトであると報告している。そのため，警察庁は自分の裸をスマートフォン等で撮影してはならない，交際相手や友達等の信用している相手であっても，自分の裸の写真を送ってはならず，とりわけ面識のない者（SNSの相手等）に対しては，絶対に写真を送ってはいけない等の呼びかけを行っている。

以上のように，政府や警察等により児童ポルノ事犯への対策や取締りが推進・強化されている。児童ポルノ禁止法が改正されたことにより，現在も事犯件数は増加傾向にあるが，児童ポルノ根絶に向けたより効果的な対策や取締りを行うためにも，縦断的に対策や取締りの効果を検討する必要がある。

## 引用文献

法務省（2015）犯罪白書 平成27年度版 日経印刷

警察庁（2012）警察白書 平成24年版 日経印刷

警察庁（2015）警察白書 平成27年版 日経印刷

警察庁（2016）平成28年における子供の性被害の状況（〈[https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no\\_cp/measures/statistics.html](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/measures/statistics.html)〉，2018年9月22日）

警察庁（2018）平成28年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について（〈[http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h28/h28\\_community\\_shiryoku.pdf](http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h28/h28_community_shiryoku.pdf)〉 2018年11月11日）

皆川誠（2011）児童の商業的性的搾取に関する国際法の現状と課題 早稲田大学社会安全政策 研究所紀要，(4)，149-166.

- 内閣府（2017）平成28年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（速報）  
（<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h28/net-jittai/pdf/sokuhou.pdf>）, 2018年11月15日）
- 佐藤幸（2015）児童ポルノに関する国際的規律と子どもの権利 —国際人権法の観点から見た日本の児童ポルノ対策— 北大法政ジャーナル, 21・22, 75-109.
- 田口真二（2013）性的盗撮の心理 —抑止に向けた犯罪心理学的アプローチ— 警察学論集, 66(6), 71-86.
- 田中嘉寿子（2015）性犯罪の被害者の供述の信用性に関するあるべき経験則について —防災 心理学の知見の応用：正常性バイアスと凍り付き症候群— 甲南法務研究, 11, 57-50.
- Tuner, D., Hoyer, J., Schmidt, A. F., Klein, V., & Briken, P. (2016). Risk factors for sexual offending in men working with children: A community-based survey. *Archives of Sexual Behavior*, 45, 1851-1861.
- 矢島正見（1991）犯罪報道の社会学的分析 犯罪と非行, 90, 38-55.
- 1 日本ユニセフ協会 “「子どもの権利条約」全文”  
[https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_all.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html)<2017年11月2日>.
  - 2 国際労働機関 “1999年の最悪の形態の児童労働条約（第182号）”  
[http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_238996/lang--ja/index.htm](http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238996/lang--ja/index.htm)<2017年11月2日>.
  - 3 外務省 “児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（略称児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書）”  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159\\_13.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_13.html)<2017年11月2日>.
  - 4 外務省 “サイバー犯罪に関する条約（略称：サイバー犯罪条約）”  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159\\_4.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_4.html)<2017年11月2日>.
  - 5 COUNCIL OF EUROPE PORTAL ” Council of Europe Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse” <https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/201><2017年11月3日>
  - 6 外務省 “児童の商業的性的搾取に反対する世界会議「宣言」”  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/96/index.html><2017年11月2日>.
  - 7 外務省 “「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」の概要と評価”  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csec01/gh\\_0112.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csec01/gh_0112.html)<2017年11月2日>.
  - 8 外務省 “「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」の概要と評価”  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csec01/0811\\_gh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csec01/0811_gh.html)<2017年11月2日>.

- 9 法務省 “児童ポルノとの国際的闘いの強化に関するG8司法・内務閣僚宣言（仮訳）”  
[http://www.moj.go.jp/hisho/kokusai/g8\\_2007child\\_porno\\_dec-japanese.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kokusai/g8_2007child_porno_dec-japanese.html) < 2017年11月2日 >.
- 10 法務省 “G8司法・内務大臣会議 2008年6月11-13日 総括宣言(仮訳)”  
[http://www.moj.go.jp/hisho/kokusai/g8\\_2008jhacd\\_japanes.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kokusai/g8_2008jhacd_japanes.html) < 2017年11月2日 >.
- 11 法務省 “閣僚宣言児童ポルノ犯罪者によって脅かされる児童に対する危険性（仮訳）  
G8司法・内務大臣（ローマ-2009年5月30日）” [http://www.moj.go.jp/hisho/kokusai/g8\\_2009\\_07.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kokusai/g8_2009_07.html) < 2017年11月2日 >.
- 12 外務省 “G8ドーヴィル・サミット首脳宣言 自由及び民主主義のための新たなコミットメント”  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/deauville11/g8\\_sk\\_sengen\\_ky.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/deauville11/g8_sk_sengen_ky.html)  
< 2017年11月2日 >.
- 13 警察庁 “児童ポルノ排除総合対策” [https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no\\_cp/cp-taisaku/pdf/s-gaiyo.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/cp-taisaku/pdf/s-gaiyo.pdf) < 2017年11月14日 >.
- 14 首相官邸 “児童の性的搾取等に係る対策の基本計画～児童の未来を守る社会のために～”  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/170428jidou/honbun.pdf> < 2017年11月14日 >.

## **Child pornography crimes and regulations thereof**

IKEMA, Airi

### Abstract

This study aimed to examine the trends in domestic and foreign regulations on child pornography and to know about the situation thereof. We collected the data to be analyzed from newspaper articles and materials published by the police and government. The results of the analysis revealed that a great deal of child pornography crimes utilize community sites and/or dating sites through the intermediaries of child prostitution. In addition, we reported that many of the offenders were school officials and aged between 20 and 39 years. Regulations on child pornography crimes are being strengthened and promoted by the government, police, etc. Although the law on child pornography has recently been revised, the number of child pornography crimes is increasing. To implement more effective regulations on child pornography crimes, a longitudinal study on the effects of regulation is needed.

Keywords: Child pornography, Sexual offending, Regulation